

上天草市介護用品支給事業について

本事業は被介護者を在宅で介護している家族等（介護者）の負担軽減のため、介護用品を支給する事業です。

1 支給要件

- 次の①②③すべてに該当
 - ①要介護認定で要介護3・4・5の被介護者を在宅で介護している家族等
 - ②被介護者及び家族等（介護者）がともに上天草市の住民基本台帳に記録されており、市民税非課税世帯の方
※在宅とは、介護者又は被介護者の自宅をいい、グループホーム、有料老人ホーム等を除きます
 - ③要介護認定における認定調査票の「排尿」「排便」の項目において、「見守り等」「一部介助」「全介助」に該当する被介護者
※別紙「支給要件確認シート」にて、必要性の確認を行います

2 用品の支給額

- 月額が6,250円に相当する分を上限として支給します。

3 申請方法

今まで通り、申請のお手伝いを願います。注文書はいりません。

- 上天草市地域支援事業サービス利用申請書（様式第2号）に支給要件確認シート（別紙）を添付して申請します。
※担当介護支援専門員が在宅で介護していることの確認を行うため、申請書一式の提出は、今まで通り行ってください。

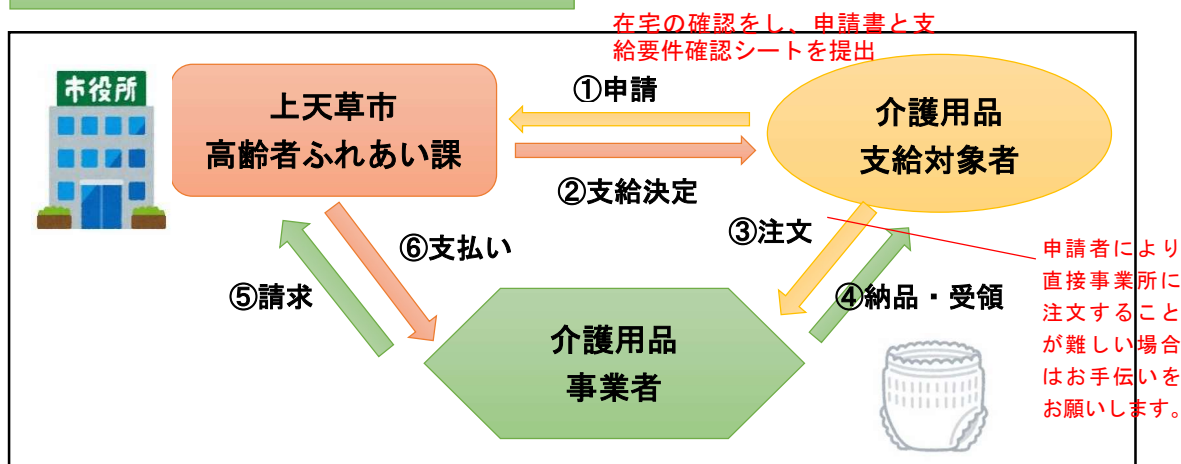
支給要件確認シートに、注文する事業所を記入してください。事業所は今まで通り、介護用品取扱いの事業所で、配達ができるようになります。

また、給付の方法として、1か月分、2か月分、3か月分を選択していただき、選択した分の給付券を必要枚数、申請者へ送付します。

※年1回の申請で、1年間の決定（要件が満たした場合）とします。

ただし、6月に新年度の課税が確定するので、7月以降は新たに課税状況を確認し、該当しなくなった場合は却下の通知を申請者に送付します。

4 ご利用の流れ



② ＜支給決定＞ 決定通知書と 給付券の送付

支給要件に該当した場合、決定通知書と4～6月分の給付券を申請者に送付します。7月以降については、課税状況を確認したうえで、7～3月分（9か月分）の給付券を送付します。 **※介護支援専門員にもお知らせします。**
 ※介護認定の有効期間が年度内に切れる場合は、認定期間までの給付券を送付します。更新後の認定が要件に該当した際は、再度申請の手続きを行います。

③ 商品の注文

申請者に決定通知書と給付券が届いたら、介護用品取扱いの事業所へ直接連絡し、希望する介護用品を発注します。
 事業所への発注が難しい場合は、担当の介護支援専門員がお手伝いをお願いします。
※注文月の15日までに注文をしてください。

④ 介護用品の 支給・受領

介護用品の支給は、事業所が直接配達をします。介護用品の受け取りの際は、送付してある給付券1枚に署名と受領印を押印し、事業所に渡します。
 支給額（6,250円/月）をこえた分は自己負担となりますので、申請者が直接事業所に支払います。

※入院や入所等が月15日を超える場合は支給できません。高齢者ふれあい課地域包括支援係まで報告をお願いします。

*** 受給資格を喪失するとき ***

下記要件に該当する場合は、高齢者ふれあい課地域包括支援係まで届け出てください。また、使用していない給付券を返却してください。

- 要介護認定で、要介護2、要介護1、要支援、非該当となった
- 上天草市外へ転出、又は死亡した
- 課税世帯になった
- 入院、入所して在宅ではなくなった
- 排泄要件に該当しなくなった

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

上天草市高齢者ふれあい課 地域包括支援係 0969-28-3378
